

会 務 月 報

第340号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第5回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成23年5月16日(月)13:30~16:35

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史
委 員 佐々木宏幸、高橋祥治、小西郁吉、井上精二
担当副会長 山田美光
事務局 北野常務理事、恩田、前田、松谷、赤土
欠席者 副委員長 西村 武
委 員 鈴木勇人、曾田賢治

1. 議事

(1) 東日本大震災建築復興支援センター(仮称)の設置について

事務局より建築復興支援センターの設置案について、資料1によって次の説明がなされた。

4月25日に第2回東日本大震災対策本部会議を開催し、当面の対応方針(その2)、復興支援策及び会費の減免措置等について協議した。更に5月13日の北海道・東北ブロック協議会時に岩手会、宮城会及び福島会と「建築復興支援センター」設置に関する説明を行った。この説明には、東日本大震災対策本部の三栖本部長、野呂副本部長、高津専務理事等が出席した。これらの協議を経て、大規模に被災した単位会で期待される復興業務等を円滑に進めるため、日事連が全面的にバックアップを行うことを表わした「建築復興支援センター」を関係単位会に設置し、阪神・淡路大震災の事例を参考に以下のとおり支援を進めることとした。

1) 支援の対象単位会は、被害が甚大な地域を抱える岩手、宮城、福島3単位会とする。

2) 期間は、当面は平成25年度までの3か年度とする。(但し、平成23年度については、更正予算議決後、単位会での支援事務所設置以後とする)

3) 費用は一単位会あたり年間1,000万円を限度に日事連が負担する。

4) 名称は「〇〇県建築士事務所協会・日事連 建築復興支援センター」とする。

協議の結果、委員から復興まちづくりには3年間では短いのではないかとの意見が出されたが、阪神・淡路大震災のときも3年間であり、また、日事連の負担が3年間でも9,000万円に達する可能性が高く、財政的にも長期に渡る負担は難しいことから、原案の方針のとおり常任理事会に提案することとした。

(2) 第56回通常総会議案について

1) 平成22年度事業報告案について

事務局より総会の第1号議案に該当する平成22年度事業報告案について、資料2及び資料3の該当項目の内容について概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告は以下のとおり。

- ① 会員・構成員数
- ② 会員増強検討WGを設置して、「会員増強への取組みについての中間報告(叩き台)」を作成した。
- ③ 新法人移行検討WGを設置して、公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等についてまとめ、一般社団法人としての新しい定款案の検討を行った。
- ④ 指定事務所登録機関の指定状況
- ⑤ 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施
- ⑥ 年次功労者表彰
- ⑦ 日事連建築賞
- ⑧ 適合証明業務登録機関特別会計の財政安定化を図るため、平成22年度に、テキスト収支を一般会計から特別会計へ移管し、平成24年度には登録料の値上げ、登録事務費の引き下げ等の収支改善措置を行うことにより、平成24年度は登録を実施し、平成26年度の登録の実施については、

平成24年度の登録者数の状況等を勘案して判断することとした。

2) 平成22年度収支決算案について

事務局より第2号議案に該当する平成22年度一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計の収支決算案について、資料2及び資料3により説明がなされた。

3) 平成23年度収支更正予算について

事務局より第3号議案に該当する平成23年度収支更正予算について、資料2、資料3及び資料4により説明がなされた。
主な更正内容は、前期繰越収支差額の確定及び東日本大震災で大規模な被災をした県の単位会に「建築復興支援センター」を設置して活動の支援を行うための科目設定と東日本大震災対策等に関わる調査研究に伴うもの等である。

4) 会費規程の改正について

事務局より第4号議案に該当する会費規程の改正について、資料2及び資料5により次の趣旨の説明がなされた。

大規模な災害等に伴い、単位会の会員事務所が業務ができない等の理由により、単位会が当該会員事務所の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、日事連会費のうち当該会員事務所に係る構成員割会費の減額ないし免除をすることができるようにしたい。

協議の結果、4つの議案とも原案を了承し常任理事会に提案することとした。

(3) 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について

事務局より平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について、資料6により次の趣旨の説明がなされた。

今年度の日事連建築賞及び年次功労者の各表彰については、10月21日の第36回建築士事務所全国大会(福島大会)で行うこととしていたが、同全国大会の中止が決定したため、12月5日の第114回建築士事務所協会全国会長会議の際に表彰式を行いたい。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(4) 表彰規程の改正について

事務局より功労者表彰の表彰規程について、資料7により次の趣旨の説明がなされた。

年次功労者表彰及び特別功労者表彰について、現行の表彰規程では全国大会で行うと規定されているため、全国大会以外の行事でも実施できるよう改正したい。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について

大内委員長及び事務局より一般社団法人移行準備に伴う新定款検討の中間報告について、資料8により次の趣旨の説明がなされた。

一般社団法人への移行方針の決定に伴い、新法人移行検討WGで検討し定款案を作成した。この中間報告は、6月に開催される理事会及び全国会長会議に報告するとともに、新定款(案)の内容について意見があれば7月15日までに提出を求めることとしている。今後は内閣府公益認定等委員会事務局等との協議を経て新定款の詳細な内容を確定していく予定である。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(6) 会員増強検討WGの活動状況について

事務局より会員増強検討WGの活動状況について、資料9により次の趣旨の報告がなされた。

前回の委員会で検討した「会員増強への取組みについての中間報告(叩き台)」を3月の全国会長会議に報告し、4月26日付けで、全単位会宛にこの中間報告(叩き台)に対する意見及び会員増強への具体的な提案等を8月末迄に提出するよう依頼した。

(7) 第56回通常総会後の懇親会の取り扱いについて

事務局より第56回通常総会後の懇親会を実施するか否か諮ったところ、委員からは過度に自粛せず、例年どおり実施した方がよいとの意見が出され、懇親会の実施を常任理事会に提案することとした。

次回委員会開催予定

平成23年8月23日(火) 13:30~16:00

(配付資料)

資料1:東日本大震災にかかる建築復興支援センターの設置について
(案)他

資料2:第56回通常総会議案書

資料3:平成22年度事業報告・収支決算説明書、平成23年度収支更正予算説明書

資料4:平成23年度収支更正予算について

資料5:会費規程の改正について

資料6:平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について(案)

資料7:表彰規程の改正について(案)

資料8:一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の新定款作成の新法人移行検討WGの中間報告

資料9:会員増強検討ワーキンググループの検討状況について

■平成23年5月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成23年5月19日(木)13:30～16:40

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

(内、表決委任状提出者2名含む)

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、富岡 学、中野 満、西村 武

欠 席 者(表決委任状提出者) 神崎 貢副会長、田端 隆常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、山下卓治副会長、西村 武常任理事

2011-7 日事連会務月報

6. 議事進行役

山下卓治副会長

7. 議 事

(1) 協議事項

1) 平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について

富岡広報・渉外委員長より、広報・渉外委員会で検討した平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度で13回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、東日本大震災の被害状況から今年度は、耐震診断の重要性及び必要に応じた的確な耐震補強についての周知など、幅広い情報の提供を目的に本年10月、11月の開催を中心にする。キャンペーン事業の統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちは安全・安心な住まいづくりを応援します～」として実施する。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する。

協議の結果、資料1の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について

事務局より、平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度の日事連建築賞及び年次功労者の各表彰については、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)で行うこととしていたが、全国大会の中止が決定したため日程変更等を行いたい。

①表彰式の日程等について

実施日は、平成23年12月5日(月)14:15～17:00に開催予定の第114回建築士事務所協会全国会長会議(会場:八重洲富士屋ビル)で表彰式を行うこととした。

②日事連建築賞のパノラマ展示等については、八重洲富士屋ビル2階・桜の間入口付近に展示予定である。

③日事連建築賞募集要項の修正については、表彰日程変更に伴い、日事連建築賞募集要項の修正を行う。

協議の結果、原案を了承し、資料2を6月通常理事会に提案することを決めた。

3) 表彰規程の改正について

第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の中止に伴い、表彰規程第9条の改正を次のとおり行い、理事会承認の日から実施したい旨の説明が資料3によって事務局からなされた。

改正案(アンダーライン部分が改正箇所)	現行
第9条 表彰は、年次功労者表彰及び特別功労者表彰については、 <u>本会が主催する行事等において毎年1回行い、創立記念表彰については、周年記念式典において行うものとする。</u>	第9条 表彰は、年次功労者表彰及び特別功労者表彰については、毎年1回全国大会において行い、創立記念表彰については、周年記念式典において行うものとする。

協議の結果、原案を了承し、資料3を6月通常理事会に提案することを決めた。

4) 管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等について

上野教育・情報委員長より、教育・情報委員会が検討した管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

今年の11月27日には、「管理建築士講習」(法定講習)の経過措置期間が終了し、同講習の受講者は激減することとなる。これに伴い、平成24年度より、従来、全国の単位会で実施してきた「管理講習・開設者研修」(知事指定講習)を再開していくことに併せ、受講者の確保を図るため、平成23年度中に、各単位会において、地元の都道府県に対し知事指定の継続要望を行っていくことが必要になる。この要望活動に際し、これまで、管理講習会教材開発検討ワーキンググループにおいて作成した新教材(テキスト)の構成案等の資料を単位会に提供し、全国的に知事指定の継続要望を行い、円滑な講習の実施と受講者の確保を図ることとしたい。

協議の結果、原案を了承し、資料4を6月通常理事会に提案することを決めた。

これに関連して、中野常任理事から「管理講習・開設者研修」の名称は、法定講習として行っている「管理建築士講習」と紛らわしいので、開設者研修という名称を強調した方がよいのではないかとの意見があり、現段階での研修会名は仮称であるので今後、研修会の名称は教育・情報委員会で検討することとした。

5) 「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」(仮称)講習会について

事務局より、実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用(仮称)講習会について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

平成21年1月7日、新しい業務報酬基準が国土交通省告示第15号として公布・施行され、この告示第15号の周知・普及のため全国において、一般社団法人 新・建築士制度普及協会による講習会が開催され、地方公共団体や建築士事務所に対する活用促進が図られた。当初の告示の解説書(新しい業務報酬基準)で具体的な活用方法が示されていない項目があるため、(財)建築技術教育普及センターに実務者を中心とした「業務報酬基準の適正活用検討研究会」を設置し、検討がなされた。その成果物として告示の活用の考え方を具体的に示した「実務者のための新しい業務報酬基準の手引き」が、一般社団法人 新・建築士制度普及協会から平成23年6月下旬頃に発行されることになった。これを周知・普及するため、この手引きをテキストにした講習会を業務・技術委員会で企画した。講義方法は、DVD(一般社団法人 新・建築士制度普及協会で作成)による映像講習を原則とする。標準的な受講料(テキスト代を含む)は単位会会員 5,000~6,000円、一般 9,000~10,000円とした。受講料は、建築士事務所協会が講習会を運営するうえで、収支を勘案して増減できるとし、講習会運営にかかる会場費、印刷費及び人件費等は、単位会が受講料収入から支出することとした。講習の実施は7月以降で開催を希望する単位会で行う。

協議の結果、原案を了承し、資料5を6月通常理事会に提案することを決めた。

これに関連して、中野常任理事から改修設計の業務報酬についての検討状況はどうかとの質問があり、専務理事より、(財)建築技術教育普及センターに設置された「業務報酬基準の適正活用検討研究会」のワーキングチームで今後の課題として改修設計の業務範囲等について検討をしている状況であるが、直ちに基準ができる状況ではない旨の説明がなされた。

6) 平成23年度の要望項目について

富岡広報・渉外委員長より、広報・渉外委員会で検討した平成23年度の要望項目について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととした。なお、要望書は6月下旬頃に単位会に送付予定である。

- ①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われるよう要望します。
- ②公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望します。
- ③建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とするよう要望します。
- ④公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局：(財)建築技術教育普及センター)の実績を活用するよう要望します。

協議の結果、資料6の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

7) 東日本大震災建築復興支援センター(仮称)の設置について

三栖会長及び専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

4月11日から12日にかけて東日本大震災対策本部役員が岩手会、宮城会、福島会を訪問した。4月18日には、茨城会を訪問して、それぞれ見舞いと激励を行い、被災状況、単位会の取組状況、課題と要望等について意見交換を行った。4月25日に第2回東日本大震災対策本部会議を開催し、当面の対応方針(その2)、復興支援策及び会費の減免措置等について協議した。さらに、5月13日に岩手会、宮城会、福島会との「建築復興支援センター」設置に関する打合せに、三栖本部長、野呂副本部長等が出席し、協議を行った。

これらの協議を経て、阪神大震災の支援事例を参考に以下の提案をするものである。今回の東日本大震災は、津波を伴った最大級の巨大地震であり、甚大な被害が生じた。特に大規模な被災をした県の単位会にとっては、単位会だけでは存分な復旧、復興活動を進めていくには困難なため、日事連としても全面的に支援していく必要がある。一方、単位会及びその構成員である建築士事務所が復旧、復興に向けて積極的に活動していくことは、その社会的役割を国民、消費者に理解してもらう機会でもある。日事連としても、これらの単位会の復旧、復興活動を支援し、単位会と連携して、強力に復旧、復興に取組んでいくことが重要であり、その意義は大きい。このため、大規模に被災した単位会で期待される復興業務等を円滑に進めるため、日事連が全面的にバックアップを行うことを表わした「建築復興支援センター」を関係単位会に設置し、以下の支援策を進めることとしたい。

①支援内容

- i. 建築相談の実施及び相談員の派遣。
- ii. 復旧・復興業務(被災度区分判定を含む)の支援、斡旋。
- iii. 防災やまちづくりに関する広報やイベント。
- iv. 行政との連絡・調整。
- v. 調査・研究。
- vi. 被災会員対応。

②支援の体制

i. 大規模な被災をした県の単位会に日事連の支援事務所を設置する。ii. 支援事務所の業務の確実かつ円滑な実施を図るため、担当の職員を置く。iii. 被災県の単位会の属するブロック及びそれ以外の各ブロックに支援の応援を依頼する。iv. 県等行政機関との連携に十分に配慮して支援を行う。

③支援事務所の業務内容

業務については以下を標準とするが、単位会の主体性を尊重し、単位会の実情に則して適切に調整されるものとする。

- i. 被災者の建築相談に対する支援(単位会の主催する建築相談の実施及び相談員の確保。行政等の主催する建築相談等への相談員の派遣等の協力。その他建築相談への対応。)
- ii. 復旧・復興に向けた建築士事務所の技術力向上に対する支援(「被災度区分判定及び復旧技術」の講習会の実施。建築士事務所、属する建築士等への復旧技術等に関する研修、講習等の企画、実施。)
- iii. 復興まちづくりや各種防災イベントに対する支援(復興街づくり及びそれらに関する研究等の企画、実施、参画。防災イベントの企画、実施、参画。)
- iv. 建築行政の協力、連携(建築行政情報の周知徹底。建築確認検査等の効率的実施や違反建築防止対策等の建築行政との協力、連携。)
- v. 広報(被災度区分判定及びそれに基づく復旧業務の重要性の周知及び受講者リストの公開。建築相談等のPR。)
- vi. その他(被災し、業務が実施できない会員事務所への再建支援策の検討。復旧・復興等業務の記録の作成など。)

④支援の対象となる単位会

復興について全国的な規模で支援が必要と思われる、被害が甚大な地域を抱える単位会。具体的には、岩手、宮城、福島の3単位会。

⑤支援期間

当面は平成25年度までの3か年度(ただし、平成23年度については、更正予算議決後、単位会での支援事務所設置以後とする)

⑥支援事務所の位置付け

- i. 日事連が設置し、その管理・運営は対象となる単位会に委託する。
- ii. 支援事務所にかかる費用及び業務にかかる費用(人件費を含む)は一単位会あたり年間1,000万円を限度に日事連が負担する。なお、事業計画書及び収支予算書を日事連あて提出後単位会あて1,000万円を送金するが、収支決算報告書により1,000万円に満たなかった場合は、日事連に差額を返金することとする。経費については、他に補助金、委託費等の対象となる費目については補助金、委託費等と重複し二重な支払いとならないよう区別して経理するものとする。
- iii. 支援事務所は建築復興支援センターと称し、「〇〇県建築士事務所協会・日事連 建築復興支援センター」とし、単位会事務局の入口に看板を設置するとともに、業務の実施に当たっては、できる限り、上記名称の使用に努める。
- iv. 支援事務所の業務の透明性、公正を確保するため、単位会は日事連震災対策本部に対し、年度ごとに事業計画、事業報告、予算決算の報告を行う。なお、実施に当たっては、ニーズに応じた弾力的、機動的執行に努める。
- v. 支援事務所の業務は単位会に委託することから、担当職員の指揮監督は単位会会長を通して行うこととする。

⑦支援事務所の設置開始時期は、平成23年6月以降(更正予算を議決する総会后できるだけ速やかに設置)。

協議の結果、資料7の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

8) 第56回通常総会議案について

①平成22年度事業報告案について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第1号議案に該当する平成22年度事業報告案について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、東日本大震災への対応、建築設計制度等対応、景観まちづくり、各種保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。なお、この事業報告は5月12日の監事3名による監査を経たものである。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1及び資料8-2の第1号議案に該当する平成22年度事業報告の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

②平成22年度収支決算案について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第2号議案に該当する平成22年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。なお、この内容は5月10日の公認会計士による監査及び5月12日の監事3名による監査を経たものである。

・平成22年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約49万円の減収となり、約2億9,070万円となった。事業活動支出は予算額より約1,093万円の支出減となり、約3億1,962万円となった。予備費支出は東日本大震災義援金として432万円支出し、当期収支差額は約3,324万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約2,548万円となった。

・福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約24万円の減収となり、約1,165万円となった。事業活動支出は予算額より約103万円の支出減となり、約1,217万円となった。当期収支差額は約52万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約201万円となった。

・適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約58万円の増収となり、約1億769万円となった。事業活動支出は予算額より約348万円の支出減となり、約7,216万円となった。当期収支差額では約3,552万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約4,124万円となった。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1及び資料8-2の第2号議案に該当する平成22年度収支決算の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

③平成23年度収支更正予算について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第3号議案に該当する平成23年度収支更正予算について次の理由により、更正を行いたい旨の説明がなされた。

- i. 平成22年度収支決算において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正。
- ii. 東日本大震災で大規模な被災をした県の単位会で、相談業務等の復旧・復興活動等を日事連が支援するため、「建築復興支援センター」を当該単位会に設置して活動を行う。この事業を行うための科目の設定を行う。一般会計「建築復興支援センター事業支出」。
- iii. 東日本大震災対策等に関わる調査研究に伴う更正。一般会計「調査研究費」。
- iv. 一般会計の「予備費支出」予算200万円のうち、震災義援金として既に168万円執行したため、不測の事態に備え更正を行う。
- v. 上記 ii から iv の更正等に充てるため、一般会計「財政安定積立預金取崩収入」の更正を行う。
- vi. 以上の更正に伴い、調整が必要な科目についても所要の更正を行うこととしたい。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1、資料8-2の第3号議案に該当する平成23年度収支更正予算の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案すること

を決めた。

④会費規程の改正について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第4号議案に該当する会費規程の改正について次の理由により、改正を行いたい旨の説明がなされた。

改正理由は、大規模な災害等に伴い、単位会の会員事務所が業務ができない等の理由により、単位会が会員事務所の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、日事連会費のうち当該会員事務所に係る構成員割会費の減額ないし免除をすることができるようにしたい。

改正内容は、i. 災害等に伴い相当の理由があるときは、理事会の承認を得て、構成員割会費を減額ないし免除することができるよう、「第2条(会費)」の規定を改正する。ii. その他所要の規定を改正する。iii. 総会で承認された翌日から施行する。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1、資料8-2の第4号議案に該当する会費規程の改正の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

9) 第56回通常総会等の日程及び運営について

第56回通常総会等の日程及び運営について資料9により協議がなされた。協議の結果、資料9の会議の次第を一部修正して6月通常理事会に提案することを決めた。なお、当日の日程は次の通りとすることとした。

平成23年6月16日(木) 会場:ホテルグランド東京

11:00～12:30 6月常任理事会

13:30～15:30 第113回建築士事務所協会全国会長会議

15:45～16:45 第56回通常総会(平成22年度決算総会)

17:00～18:45 懇親会

10) 平成23年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、平成23年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料10によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を6月通常理事会に提案

することを決めた。

11) 6月通常理事会の議題等について

6月通常理事会の議題等について資料11により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料11を6月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について

三栖会長及び専務理事より、資料12によって次の趣旨の報告がなされた。なお、この検討状況については6月の理事会及び全国会長会議でも報告する。

設計及び工事監理の業の確立をめざし、日事連が提案する建築士事務所法の実現に向けて、対外的に働きかけるための考え方をとりまとめるため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容の検討を行っている。

これまでの検討内容の概要は、以下のとおりである。なお、今回提案している建築士事務所法の内容で問題点や気がついた点などがあれば何でも良いので提出願いたい旨の依頼があった。

①新法制度のイメージ

i. 建築士の免許制度及び設計等の業を行おうとするときに建築士事務所を定めて登録する制度(建築士事務所登録制度)は、基本的に現行制度のままとする。

ii. 資格者とは限らない事務所の開設者や建築主の責務、業の適正化等を規律するため、資格者法である建築士法から建築士事務所の章を独立させ、業の規定を充実した建築士事務所法を検討する。

iii. 建築士事務所法では、現行の建築士法第六章の条項をベースに、現行法では課題となっている無登録業務禁止の拡充、事務所の開設者や管理建築士の責任と権限、建築主の責任、契約に関する諸制度の充実などを提案する方向

で検討を行っている。

②法律制度の実現に向けては国会議員、国民、関係団体、行政の理解と協力が不可欠であり、その具体的規律事項について、社会的な必要性(苦情やトラブルなど事例やデータ等を含む)の整理が求められている。このため、会員事務所へのアンケート調査や単位会を通じたトラブル苦情事例等の収集を行った。現在集計分析を進めている。

③今後の検討の進め方と予定

- i. 意見調整等を踏まえた更なる検討
- ii. 会員事務所向けアンケート調査及び苦情・トラブル・相談事例の集計及び分析を行い、現行建築士法の課題や改善の必要性を整理する。
- iii. 現行士法の課題解決に必要な具体的事項の検討整理
- iv. 法案要綱(案)及びQ&Aの作成
- v. 報告書 平成24年3月(理事会及び全国会長会議)予定

2)一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について

大内総務・財務委員長及び事務局より、一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について資料13によって次の趣旨の報告がなされた。なお、この中間報告は、6月に開催される理事会及び全国会長会議に報告するとともに、新定款(案)の内容について意見があれば平成23年7月15日までに提出を求めることとしている。

新法人への円滑な移行のための作業を行うため、総務・財務委員会の下に新法人移行検討ワーキンググループを平成22年9月に設置して、「公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について」の検討を行い、移行方針を「当面は一般社団法人(非営利型)に移行することとし、移行時期は平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とする」こととした。これらの移行方針は、総務・財務委員会、常任理事会で検討した後、理事会へ提案し承認を経て、平成22年12月に開催した全国会長会議で報告した。

移行方針の決定に伴い、新法人移行検討WGでは新しい定款案の検討を始めた。今回の新定款案の中間報告は検討を行っている段階のものであり、今後は内閣府公益認定等委員会事務局等との協議を経て新定款の詳細な内容を確定していく予定である。

3)住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者等の処分について

事務局より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

①平成23年5月17日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者・前橋一郎及び同適合証明技術者が開設する二級建築士事務所中央工務店に対して、登録規程第11条に基づき登録取消及び永年の再登録拒否の処分を行った。

処分の原因になった事実は、二級建築士である当該適合証明技術者が業務の範囲以外であるマンションに係る適合証明書を発行(5件)したこと(当該事実については、平成22年12月21日付で業務停止6月の処分を決定済)から、業務改善指示として当該物件に係る真正な適合証明書の提出を求め、その内容を調査したところ、2件について、住宅金融支援機構(以下、機構という。)の定める技術基準に不適合であることが判明した。前記の業務改善指示の対応において、他の適合証明技術者に、必要な書類を準備せずに業務を依頼し、当該適合証明技術者が書類調査を行っていなかったこと(2件)により、適正な調査が実施されずに発行された適合証明書であることを認知していたにもかかわらず、当該適合証明書を真正なものとして機構に提出した。

②平成23年5月17日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者・西村憲治及び同適合証明技術者が開設する西村建築事務所に対して、登録規程第11条に基づき登録取消及び5年間の再登録拒否の処分を行った。

処分の原因になった事実は、業務の範囲以外であるマンションに係る適合証明書を発行した適合証明技術者・前橋一郎より適合証明業務の依頼を受けたマンション4物件について、

維持管理基準に係る書類調査を一切行わずに、関係者へのヒアリングのみにより適合証明書を発行した。その結果、うち2物件については機構の定める技術基準に不適合であった。さらに、4物件全ての申請書類を保管していなかった。

これらの者はいずれも単体会員である。当該処分については本人に対して処分通知を送付するとともに、登録窓口である単体会等の関係機関へも通知する等の必要な措置を講じた。

これに関連して、三栖会長から当該処分者が所属する単体会はそれぞれの懲戒処分規程に照らして厳正に処分を行ってほしい旨の発言があった。

4) 会員・構成員異動報告

平成23年3月末日及び4月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単体会別構成員数等は資料15の通り。

平成23年3月31日現在

正会員46団体、構成員15,058事務所、賛助会員4社

平成23年4月30日現在

正会員46団体、構成員15,093事務所、賛助会員4社

5) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料16、資料17により報告がなされた。

<配付資料>

- 資料1: 平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)
- 資料2: 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について(案)
- 資料3: 表彰規程の改正について(案)
- 資料4: 管理建築士講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等について(案)
- 資料5: 「(仮称)実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会の企画(案)
- 資料6: 平成23年度要望書(案)
- 資料7: 東日本大震災にかかる建築復興支援センターの設置について(案)
- 資料8-1: 第56回通常総会議案書(平成22年度決算総会)

資料8-2: 第56回通常総会議案説明書

資料9: 第56回通常総会及び第113回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料10: 平成23年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料11: 平成23年6月通常理事会開催通知

資料12: 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について(報告)

資料13: 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の新定款作成の新法人移行検討WGの中間報告

資料14: 適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所に対する登録の取消し等の処分について

資料15: 会員・構成員異動報告書

資料16: 後援、協賛名義使用の件

資料17: 経過報告

■第2回 建築設計制度等対応特別委員会 議事概要

日 時 平成23年5月26日(木) 13:30~15:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 榊原 信一、佐々木宏幸、外木場久雄、

村上 淳、高津 充良

(欠席 小林 志朗)

事務局 北野、恩田、吉田、鈴木、夏目

<配付資料>

- 資料1 新法制度検討ワーキンググループの検討状況について
 - 資料2 公共建築設計懇談会 意見交換会(4/28)関係資料
 - 資料3 業務報酬基準の適正活用検討研究会関係資料
- 議事

1. 新法制度検討ワーキンググループの検討状況について

- ・当ワーキンググループの検討状況について、資料1に基づきワーキンググループの主査である岡本副委員長より報告がなされた。
- ・今後、ワーキンググループにおいて検討を重ねつつ、成果品として報告書を作成し、平成24年3月の理事会、全国会長会議におい

て報告する予定である。

・検討を重ねている主要な事項について意見交換を行った。

2. 公共建築設計懇談会・意見交換会(4/28)の報告について

・4/28公共建築設計懇談会・意見交換会が開催され、同交換会
に出席した岡本副委員長より資料2に基づき概要の報告がな
された。

・国土交通省営繕部から説明があった「コスト管理手法」及び「建
設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式
の運用ガイドライン」について意見交換を行った。

3. 業務報酬基準の適正活用検討研究会(12/14)の報告について

・5/12に開催した業務報酬基準の適正活用検討研究会につい
て、同研究会に出席している佐々木委員より資料3に基づき
検討状況の報告がなされた。

・今後のスケジュールとして、定期的見直しについては、平成24年3
月までに業務量調査企画(案)を作成、検討結果を国土交通省
に報告することとしている。また、改修の設計・工事監理等に
関する基準の方向性の提案及び今後の実施方針の検討をま
とめ、平成24年度も引き続き検討を行うことにしている。

・改修の設計・工事監理等の業務報酬基準は、行政でも需要の
増加とともに基準の必要性が出てくると考えられるため、早い
時期にださなければならなくなることも考えられる。

・業務量調査を行う方向で考えているが、具体的にどのように
行うかは目下検討中である。

・次回研究会は、WGを行いつつ7/20に開催する予定。

5. その他

・次回委員会は、取り上げるべき事項が出てきた際、日程調整し
開催する。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

7月25日 全国大会運営特別委員会

8月 2日 日事連建築賞選考委員会

2011-7 日事連会務月報

8月3日 指導運営委員会

4日 建賠保険等調査専門委員会

11日 業務報酬基準WG

■6月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年6月1日～6月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,065	+ 29	5,079	21.0	222		20.8
青 森	171		1,082	15.8	33		19.3
岩 手	253	- 2	1,186	21.3	60		23.7
宮 城	310	+ 11	2,402	12.9	59	+ 1	19.0
秋 田	168		1,300	12.9	42		25.0
山 形	189		1,404	13.5	47		24.9
福 島	201		1,826	11.0	49		24.4
茨 城	501		2,480	20.2	139		27.7
栃 木	173		1,637	10.6	86		49.7
群 馬	175		2,074	8.4	92		52.6
埼 玉	575		5,740	10.0	106		18.4
千 葉	430		4,055	10.6	96	+ 1	22.3
東 京	1,358	- 21	17,128	7.9	363	+ 2	26.7
神奈川	782	+ 2	6,846	11.4	148		18.9
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	496		2,514	19.7	115		23.2
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	308	+ 17	1,404	21.9	55		17.9
石 川	264	- 2	1,427	18.5	51		19.3
福 井	267		1,104	24.2	58		21.7
静 岡	562	+ 1	3,718	15.1	136		24.2
愛 知	588	- 5	5,673	10.4	127	+ 1	21.6
三 重	181		1,519	11.9	62	+ 1	34.3
滋 賀	193		1,306	14.8	35		18.1
京 都	270		2,446	11.0	81		30.0
大 阪	920		7,161	12.8	170	+ 1	18.5
兵 庫	503		4,074	12.3	118		23.5
奈 良	114		998	11.4	20		17.5
和歌山	116		812	14.3	25		21.6
鳥 取	81		547	14.8	43		53.1
島 根	151		769	19.6	68	+ 1	45.0
岡 山	450		1,717	26.2	58		12.9
広 島	369	- 15	2,690	13.7	116		31.4
山 口	110		1,339	8.2	35		31.8
徳 島	98		1,002	9.8	13		13.3
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	25		18.8
高 知	141		779	18.1	16		11.3
福 岡	508	+ 15	4,236	12.0	131	+ 1	25.8
佐 賀	171		682	25.1	28		16.4
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	81		35.7
大 分	198		1,052	18.8	36		18.2
宮 崎	130	- 2	1,234	10.5	62		47.7
鹿児島	320		1,492	21.4	80	+ 1	25.0
沖 縄	179	- 4	1,313	13.6	47		26.3
計	15,144	+ 24	116,182	13.0	3,612	+ 10	23.9

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。